

重要事項説明書

1. 事業所の概要

運営主体の法人名 (事業者名)	(フリガナ) シャカイケンホウジン イセイカイ 社会福祉法人 育成会		
法人の種類	社会福祉法人		
運営主体の所在地	さいたま市大宮区天沼町1-148-1		
代表電話番号・FAX 番号	TEL 048-648-4762	FAX 048-648-4763	
ホームページアドレス	あり・なし	http://siragiku.or.jp/	
運営主体の開設年月	(西暦) 1979年 2月		
運営主体の代表者氏名	理事長 加藤 行久		
(フリガナ) 事業所名	シラギケンキョウカクゴシエンジギョウシヨ 白菊苑居宅介護支援事業所		
管理者の氏名	加藤 行久		
事業所の所在地	さいたま市大宮区天沼町1-150-1		
代表電話番号・FAX 番号	TEL 048-648-5581	FAX 048-648-4763	
ホームページアドレス	あり・なし	http://siragiku.or.jp/	
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先 あり・なし		
介護保険の指定番号	1170300147		
指定年月日	(西暦)2024年 6月 1日		
指定更新年月日	(西暦) 年 月 日		
運営の方針と事業所の 特色など	利用者の介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助をおこなう。 主任介護支援専門員と介護支援専門員の連携を図ることにより福祉のワンストップサービスが提供できることが特色である。		

2. 職員の体制に関する事項

所属する	常勤			非常勤			常勤換算
	男性	女性	計	男性	女性	計	
主任介護支援専門 員の人数	1人	2人	3人	人	人	人	3人

所属する担当職員 の人数・構成	所属する	常勤			非常勤			常勤換算
	介護支援専門員	男性	女性	計	男性	女性	計	
	の人数	人	3人	3人	人	2人	2人	4人
	所属するその他の 職員の数	常勤			非常勤			常勤換算
		人	人	人	人	人	人	
サービス従業者1人当 たり担当利用者数								10人
サービス従業者の健康 診断の実施の有無	(有)・無							
常勤職員の所定労働 時間	1週間当たり			40時間				

### 3、サービスの内容等に関する事項

営業時間	月～金曜	8:30～18:30	土曜	8:30～18:30	祝日	8:30～18:30
(窓口対応可能時間)	特記事項	12月29日から1月3日は休業				
サービス提供地域	さいたま市					
損害賠償保険へ加入 その他 ( )	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社へ加入					
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に設 置された苦情・相談対 応窓口		名称 白菊苑居宅介護支援事業所			
			連絡先電話番号 ( 048-648-5581 )			
			対応時間 ( 8:30 ~ 18:30 )			

	外部に設置された苦情・相談対応窓口	名称 さいたま市大宮区高齢介護課
		連絡先電話番号 ( 048-646-3068 )
		対応時間 ( 8:30 ~ 17:15 )
	国保連苦情・相談対応窓口(介護サービス苦情相談窓口)	名称 埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係
		連絡先電話番号 ( 048-824-2568 )
		対応時間 ( 8:30 ~ 17:00 ) (土日祝日を除く)
その他苦情窓口	社会福祉法人 育成会 第三者委員 施設内に苦情受付簿を設置	
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。	
利用料	基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。料金は契約書別紙 2料金になります。	
当法人の介護予防支援の特徴	多様化する相談支援の対応のため、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加します。	
虐待の防止のための措置に関する事項	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。虐待防止のための指針を整備し、職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施。それらの措置を適切に実施するための担当者を置く。	